



非常放送システム改修のご提案

最新の非常・防災の法令に対応。ホールを見守ります。



非常用放送設備を
10年以上
ご利用のお客様へ

長年の使用で劣化してくるとベストパフォーマンスは発揮出来ません。
設備のリニューアルをお勧めします。

デジタルパワーアンプ搭載で、消費電力を大幅削減！

音声警報化への対応

1994年(H6)の消防法改正により、非常放送設備の音声警報化の基準が設けられました。最新機種では、従来のサイレン警報だけでなく音声情報を提供できます。

拡大鳴動対応

1997年(H9)の自治省令改正に伴い、多層階ビルにおける火災時に一定時間経過した場合、ビル内全区域に自動的に警報を発する事が定められました。

緊急地震速報への対応

2009年(H21)公布の省令により、非常放送よりも優先して緊急地震速報が可能となりました。

メンテナンスの打ち切り

一般的に、最長8年間の補修用部品の保有をメーカーで行いますが、その期間を過ぎると供給が困難となり、メンテナンスが不可能になる場合があります。